

I 「仮定の合理性、見積りの方法など 会計上の見積り」項目に 共通する監査の視点

監査法人アヴァンティア
公認会計士 小笠原 直

最近の「会計上の見 積り」監査に関する 動き

(1) 品質管理レビューと監査 提言集

監査法人業界においては、「会計上の見積り」に関する動きが慌ただしい。本年6月26日に日本公認会計士協会(JICPA)が公表した「品質管理レビューの概要(平成28年度)」によれば、当該レビューで改善勧告を受けた監査事務所の割合が高い項目の筆頭に「会計上の見積りの監査」(全体の71%、27年度は75%)が上がつており、「監査証拠」、「実証手続の立案及び実施」、「不正による重要な虚偽表示リスクの識別、評価及びリスク対応」などが後に続いている。特に、「会計上

の見積りの監査」において、改善勧告事項の主たる点は、「経営者が会計上の見積りを行った方法とその基礎データを監査人は批判的に検討していない」という指摘である。

JICPAは、さらに翌週の7月3日に「監査提言集」(平成29年版)を公表しているが、ここには、近年の会計不正事例を踏まえ、正しい財務情報発信するための有効な監査を行ううえでの「IIの提言」(図表)が示されている。

「会計上の見積り」は、確定した過去情報だけでなく、むしろ過去と連続性を有する将来情報の入手とその吟味および深い考察にある。「IIの提言」でいえば、2の「監査証拠の証明力の強弱の適切な評価が必要である。特に質問の回答を鵜呑みにしない。」が、「会計上の見積り」項目を取り扱う監査人にとって、最重要のスタ

(図表) IIの提言

1. 契約書等の証拠が揃っていることと取引が実在することとは必ずしも同じでない場合があるので注意が必要である。
2. 監査証拠の証明力の強弱の適切な評価が必要である。特に質問の回答を鵜呑みにしない。
3. 重要な虚偽表示リスクは、常時変化する可能性があるため、変化を見逃さない対応が必要である。
4. 監査手続は、監査人として納得感を得るまで慎重に実施することが大切である。
5. 新しい業務や事業等は、新たに重要な虚偽表示リスクを生み出すことがある。
6. 投融資は、経済合理性だけでなく、事業上の合理性を吟味し、その内容を十分把握できるまで監査の結論を出せない場合がある。
7. 損失処理することと重要な虚偽表示リスクが解消することとは別の問題である。
8. 時間的制約のある監査人交代は、重要な虚偽表示リスクを著しく高めることがある。
9. 会計基準の適用には、その設定趣旨を尊重した正しい理解が必要である。
10. 連結子会社等にも虚偽表示リスクは親会社と同様に存在する。グループの全般統制と構成単位の環境の理解を深めることが必要である。
11. 監査調査は、監査人の行為の正当性を立証する唯一のものである。

(出所) 「監査提言集」(平成29年版)

ンスであるし、3の「重要な虚偽表示リスクは、常時変化する可能性があるため、変化を見逃さない対応が必要である。」や9の「会計基準の適用には、その設定趣旨を尊重した正しい理解が必要である。」は、前例を盲目的に踏襲するのではなく、絶えず変化を見極めたうえで、変化に応じた会計処理を常に考え、メンテナンスしていく必要があることを明記したものである。また、7に「損失処理することと重要な虚偽表示リスクが解消することとは別の問題である。」とあるように、損失処理したとしても、金額の不足や予測すべきさらなる損失の可能性もあるわけだから、引き続き重要な虚偽表示リスクの評価とその対応が必要であることも強調されている。

これらは、自主規制機関であるJICPAが実施したレビュー結果およびそれらも踏まえた今後の監査業務を刷新するうえでの提言であるから、監査の実務において、監査人は重く受け止める必要がある。

(2) 長文式監査報告書の検討

また一方で金融庁も本年6月26日に「監査報告書の透明化」について」を公表し、国際的な潮流となっている監査上の重要事項を記載する「長文